

## 三次市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 三次市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の委員)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 自治振興部長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名するもの
- (7) 広島県企画振興局地域振興部長又はその指名するもの
- (8) 道路管理者
- (9) 広島県警察三次警察署長又はその指名するもの

(10) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中からこれを選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員に事故があるときは、あらかじめその委員が指名する者をもって代理者とし、交通会議に出席できるものとする。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

( 軽微な事項に関する取扱い )

第 9 条 交通会議において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

( 幹事会 )

第 1 0 条 交通会議に、交通会議の運営に当って必要な事項を処理させるために、幹事会を置くことができる。

2 幹事会に属する委員は、会長が指名する。

3 幹事会に幹事会長を置く。

4 幹事会長は、幹事会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

6 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

( 分科会 )

第 1 1 条 交通会議に、第 2 条の各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 財務 )

第 1 2 条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 交通会議が解散した場合の措置 )

第 1 3 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

( 事務局 )

第 1 4 条 交通会議の事務局は、自治振興部自治振興課に置き、処理するものとし、必要な事項は会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第 1 5 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、三次市特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）及び三次市報償費（謝礼）支払基準の例による。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか，この告示の施行に関し必要な事項は，会長が交通会議に諮り定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は，平成20年9月12日から施行する。
- 2 この告示は，平成21年3月6日から施行する。